

生活介護事業所整備事業者募集要領
(令和8年度分)

令和8年9月

浦安市福祉部障がい事業課

目 次

1. 事業の目的.....	2
2. 募集する事業者.....	2
3. 募集の概要.....	2
(1) 事業概要.....	2
(2) 応募要件.....	2
(3) 欠格事由.....	2
(4) 補助対象経費及び補助限度額.....	3
(5) 補助金額の算定方法.....	3
(6) 補助を受けるための条件.....	4
4. 応募方法.....	4
(1) 募集要領の公表.....	4
(2) 応募書類の提出.....	4
(3) 申請時に必要な書類.....	4
(4) 事業の着手の時期について.....	4
5. 審査（選定）方法.....	5
(1) 1次審査.....	5
(2) 2次審査.....	5
6. 選定結果の通知.....	5
7. 申請手続きの流れ及び選定・補助金交付スケジュール.....	6
8. 施設整備等に係る補助について.....	6
9. 留意事項.....	7
(1) 応募に係る留意事項.....	7
(2) 施設建設に係る留意事項.....	7
(3) その他留意事項.....	7
10. 関係法令.....	8
11. 申請及び問い合わせ先.....	8

1. 事業の目的

本市では現在、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づき、多様な地域生活基盤の場の整備を推進しています。

しかしながら、特別支援学校卒業生等の身体に障がいのある方の通所先である生活介護事業所数が不足しており、今後において早急に整備が必要な状況となっています。

このため、市では、「生活介護事業所整備事業者募集要領」に基づき、令和 9 年度に本市の補助等を受けて生活介護等事業所等を建設し、令和 9 年 10 月までに運営を開始する施設を整備する事業者を募集します。

2. 募集する事業者

- ・本市内に生活介護事業所の新設又は利用定員の増加を目的に、既存建物を整備する事業者
- ※当補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。

3. 募集の概要

（1）事業概要

生活介護事業所の施設整備に要する経費の一部について補助金を交付します。

本施設については、障害者総合支援法に規定する生活介護を主たる事業とし、主たるサービス利用者が本市の身体障がい者であることとします。

（2）応募要件

下記①～④のすべての条件を満たす者としてします。

- ① 本市で生活介護事業所の建物を賃借して設置しようとする者または既に賃借して設置している者であること。
- ② 「7. 申請手続きの流れ及び選定、補助金交付スケジュール」を遵守すること。
- ③ 本市の障がい福祉行政をよく理解し、かつ、これに協力すること。
- ④ 長期運営に耐え得る安定的な経営基盤を有していること。
- ⑤ 障害者総合支援法第 29 条第 1 項の障がい福祉サービス事業者の指定を受け、継続して 1 年以上のサービス提供実績があること。
- ⑥ 複数の事業者による共同の応募や個人での応募によるものではなく、法人格を有する 1 事業者の応募であること。

（3）欠格事由

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に該当する法人。
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に掲げる暴力団またはその構成員の統制下にある法人。

- ③法第 36 条第 3 項各号に該当する法人。
- ④当該法人及び理事長について、法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税の滞納がある場合。
- ⑤過去 5 年間、所管庁の監査等があった場合において、重大な指摘を受けているにも関わらず、その改善がなされていない法人。
- ⑥民事再生法等に基づき、再生手続きを行っている法人。

(4) 補助対象経費及び補助限度額

詳細については、別紙「浦安市生活介護事業所施設整備費補助金交付要綱」を参照してください。

<建物の賃借権による設置分>

・生活介護事業所の新設又は定員の増加を目的とした既存施設の整備に必要な工事に要する経費 ・生活介護事業所の運営に必要な建物の賃貸借契約に基づき支払う礼金、仲介手数料その他の経費	1,000,000 円に 利用定員の増加 の数を乗じて得 た額 1 施設の補助限 度額 4,630,000 円
---	---

(対象とならない経費の例)

- | |
|---------------------------------|
| ①居室に設置する入居者個人が負担すべき設備等の設置に要した経費 |
|---------------------------------|

(5) 補助金額の算定方法

補助対象経費の実支出額又は(4)補助限度額から寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とします。

(6) 補助を受けるための条件

詳細については、以下の①～⑦の要件をすべて満たしていることを補助の条件とします。

- ①当該補助金の交付を受け整備した生活介護事業所を、整備の翌年度から起算して5年以上継続して運営すること。
- ②建築基準法及び消防法等の関係法令に基づく手続き等に関し、所管庁と協議すること。
- ③生活介護事業所の運営事業者と建物等の所有者が異なる場合、両者の間で建物の改修内容や事業開始後の諸条件（家賃等）について合意していること。
- ④生活介護事業所の整備が令和9年度中であること。
- ⑤資金計画が確実であること。
- ⑥生活介護事業所整備計画について、県と事前協議を行っていること。
- ⑦補助金の交付を受けた場合、地域生活支援拠点事業の事業所登録を行うこと。
- ⑧補助金の交付を受け整備した生活介護事業所の利用者については、本市の住民を対象とする。

4. 応募方法

(1) 募集要領の公表

公表期間	令和8年9月18日（金）～10月19日（月）
公表方法	市ホームページ

(2) 応募書類の提出

提出期間	令和8年10月1日（木）～10月19日（月）午前9時～午後4時 （午後0時15分～午後1時45分及び土日祝日を除く）
提出場所	浦安市福祉部障がい事業課（市役所3階）
提出方法	事前連絡のうえ、直接持参してください（郵送不可）。

(3) 申請時に必要な書類（正副計2部ご用意ください。）

- ①浦安市生活介護事業所整備事業者選定申込書（様式1）
- ②浦安市生活介護事業所整備及び運営事業者選定にかかる事業計画書（様式2）
- ③誓約書（様式3）
- ④法人概要書（様式4）
- ⑤補助対象事業にかかる収支予算書（任意様式）
- ⑥定款等（任意様式）
- ⑦整備場所が決定している場合は図面等（任意様式）

(4) 事業の着手の時期について

補助金の交付を受けようとする場合は、市の補助金交付決定通知がなされた日以降に事業着手してください。

5. 審査（選定）方法

< 1 次審査 >

提出書類の内容について、書類審査により補助対象事業者としての適否を判断し、補助対象事業者を決定します。

< 2 次審査 >

1 次審査の結果、補助対象事業者として適正に判定された申請の内容が予算上限を超える場合、本要領に定める基準に従い選定を行った上で、補助対象事業者を決定します。

（審査・選定基準）

（1）1 次審査

- ①浦安市生活介護事業所施設整備費補助金交付要綱（平成 26 年告示第 82 号。以下「要綱」という。）及び本募集要領に規定する資格要件を満たしているか。
- ②要綱及び本募集要領に規定する補助の条件を満たしているか。
- ③事業計画が確実に実施される見込みのあるものであるか。

（2）2 次審査

①浦安市生活介護事業所整備及び運営事業者選定にかかる事業計画書（様式 2）、法人概要書（様式 4）、補助対象事業にかかる収支予算書（任意様式）を審査します。



②過去に本市の同事業において、国・県・市補助事業による補助金の交付を受けていない申請者（事業者）を優先して選定します。また、「浦安市障がい者福祉計画」に基づく整備状況や、不足している資源も勘案します。



③必要に応じて申請者よりヒアリングを行い、総合的に審査した上で選定します。

6. 選定結果の通知

選定結果は、すべての申請者に対して書面で通知します。なお、通知の発送は令和 8 年 10 月中旬から 11 月上旬を予定しています。

7. 申請手続きの流れ及び選定・補助金交付スケジュール

令和8年 9月18日～ 10月19日	① 整備事業者選定 申込への応募	4. 応募方法のとおり
10月中旬～ 11月上旬	② 審査（選定）結果 通知	
令和9年 4月中旬～ 10月末	③ 補助金交付申請	選定された事業者は、要綱に基づき、補助金の交付申請を行います。 ①交付申請書 ②事業計画書 ③収支予算書 ④定款等 ⑤工事設計図、工程表及び工事見積書の写し ⑥位置図 ⑦支出の原因を証する書類の写し
	④ 補助金交付決定	市は、要綱に基づき、事業者に対して交付決定を行います。
	⑤ 事業の実施	契約→事業着手→完成
	⑥ 実績報告	事業者は、要綱に基づき、実績報告を行います。 ①事業報告書 ②収支決算書 ③補助事業の対象となる経費の領収書の写し ④取得後又は工事中及び工事完了後の建物の写真
	⑦ 補助金額の確定	市は、要綱に基づき、事業者に対し、額の確定通知を行います。
	⑧ 補助金の請求	事業者は、市に補助金の請求を行います。
	⑨ 補助金の交付	市は⑦の請求に基づき補助金を交付します。

8. 施設整備等に係る補助について

施設の整備及び運営にあたり、市独自の補助事業があります。

※下記補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとします。

○浦安市重度障がい者等支援事業所運営費補助

障害支援区分4以上の特別な支援が必要な方を支援した際に、補助金を交付します。
(障害支援区分により、1日4,000円から6,000円程度)

9. 留意事項

(1) 応募に係る留意事項

- ①応募書類の提出をもって、本募集要領の記載内容及び条件を承諾したものとみなします。
- ②本募集に関して必要な経費は、応募者の負担とします。
- ③本市が今回提示する資料は、参加目的以外に使用出来ません。
- ④提出書類は、誤字脱字等の修正を除き、提出期限後の変更は認めません。
- ⑤提出された書類は、理由の如何に関わらず返却しません。
- ⑥以下に該当した応募者は、参加資格を失い、審査対象から除きます。
 - ・提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ・本市が必要に応じて提出を求めた書類等を、正当な理由なく拒んだ場合
 - ・審査の公平性に影響を与えるおそれがある行為があった場合
 - ・本募集要領に違反すると認められる行為があった場合
 - ・応募書類提出後、本募集要領の要件に適合しない変更等を市の承諾なく行った場合
- ⑦書類提出後、辞退する場合は、辞退する旨を書面（任意様式）にて提出してください。
- ⑧補助金の交付決定事業者となった者は、事業開始に伴い、法に基づく指定障害福祉サービス事業所として、千葉県指定を受ける必要があります。
- ⑨施設建築に係る関係省令等に抵触するなど、明らかに整備が不可能であると市が判断した場合には、協議を打ち切るものとします。

(2) 施設建設に係る留意事項

①開発行為について

以下の項目については、設計段階で関係部局と協議の上、設計に反映、整備した上で、完了検査等を受けてください。

◆建築基準法及び関係法令との適合について協議をしてください。（建築指導課）

◆建築物の消防設備について協議をしてください。（消防本部）

②近隣住民及び各施設等への配慮について

近隣住民、地元町会・自治会、近隣学校へ事業内容を十分に説明し、同意を得るよう努めてください。

(3) その他留意事項

①市及び関係機関との協議

整備事業者は、建物の建設等、開設に至るまでの準備手続き、また本募集要領に定めのない事項については、市及び関係機関と協議するものとします。

②整備事業者の取り消し

整備事業者の決定後に、市が示す事項を遵守しない場合、本募集要領の「3. 募集の概要（2）応募要件」を満たさない事象が発覚した場合、及び法に基づく指定障害福祉サービス事業所として、千葉県の指定を受けることが出来なかった場合は、その決定の取り消し、並びに補助金の返還を求めることがあります。

10. 関係法令

下記に掲げる法令等を遵守してください。なお、法令等が改正された場合には、改正後の内容を遵守してください。

- ①社会福祉法
- ②障害者基本法
- ③障害者総合支援法
- ④身体障害者福祉法
- ⑤知的障害者福祉法
- ⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ⑦障害者の虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ⑧障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ⑨障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準
- ⑩千葉県福祉のまちづくり条例
- ⑪千葉県福祉のまちづくり条例施行規則
- ⑫浦安市宅地開発事業等に関する条例
- ⑬浦安市宅地開発事業等に関する条例施行規則
- ⑭浦安市景観条例
- ⑮浦安市景観条例施行規則
- ⑯消防法及び消防法施行令
- ⑰その他関係法令、条例、規則等

11. 申請及び問い合わせ先

浦安市福祉部障がい事業課福祉サービス係（市役所 3 階）

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1

TEL 047-712-6398（直通）

FAX 047-355-1294

Mail shougaijigyou@city.urayasu.lg.jp